

長い間、同一の契約で処理委託契約されているお客様へ

事業者は、その排出する産業廃棄物の処理を他人に委託するときは、許可業者と書面による委託契約を締結して委託しなければならず、かつ、その委託契約書には、委託する産業廃棄物の種類および数量など一定の事項について記載することが廃棄物処理法で規定されています。

書面による委託契約は、産業廃棄物の処理に関する事業者の責任を明確化し、産業廃棄物の適正処理を確保するうえできわめて重要ですが、平成12年の改正では排出事業者と契約を結ぶ許可業者の許可証写しの添付や、中間処理後の最終処分についての記載が義務づけられ、平成18年や平成22年の法令等の改正では委託契約書に記載すべき事項が追加されるなど、契約書の内容は社会情勢の変化と伴にめまぐるしく変遷しています。

当公社といたしましても、こうした動きに合わせて、契約書式を順次更新してホームページに掲載しているところです。

委託契約書は法律で定められている項目が欠けていたり、記載内容が実態と異なる場合には委託基準違反として罰則や産業廃棄物の撤去等の命令を受ける場合がありますので、新規契約される方はもとより、自動更新で長期にわたり契約を継続されている方（注）は、産業廃棄物の種類の追加や代表者・住所の変更などあらゆる機会をとらえ、最新の様式で契約を締結していただきますようお願い申し上げます。

(注) 産業廃棄物処理委託契約書・特別管理産業廃棄物処理委託契約書で契約されている方は、
産業廃棄物処分委託契約書・特別管理産業廃棄物処分委託契約書に変更してください。